

審議事項(1)資料

温 泉 法 に 基 づ く
措 置 命 令 の 発 出 に つ い て

大 気 水 質 保 全 課

山梨県環境保全審議会温泉部会の審議結果

(令和2年11月26日付け大水保第1690号諮問事項)

1 山梨県環境保全審議会温泉部会の実施日時等

日 時：令和2年12月10日（木） 午後1時30分

場 所：山梨県防災新館410会議室

2 審議事項 ※詳細は別添のとおり。

○ 県では次のとおり動力の装置を許可

【許可年月日】 令和2年3月31日

【被許可者】 (1) 社会福祉法人あさひ会

(山梨県韮崎市旭町上條中割473、理事長 山本信)

(2) (不開示情報)

【装置場所】 韮崎市旭町上條中割352-4

【条 件】 揚湯量は1分間に200リットルを限度とすること。

○ 被許可者は、許可以降1分間に300リットル程度を揚湯し続けており、是正指導に応じていないことから、次の命令を発出する。

【命令内容】 動力の装置の許可に付した「揚湯量は1分間に200リットルを限度とすること。」とするための措置を講ずること。

【根拠法令】 温泉法第11条第3項で準用する第9条第2項

3 審議結果

命令の発出は妥当である。

1. 処分内容

動力の装置の許可に付した「揚湯量は1分間に200リットルを限度とすること。」とするための措置を講ずる命令

【根拠法令】温泉法第11条第3項で準用する第9条第2項（温泉法抜粋参照）

2. 対象者

- ①社会福祉法人あさひ会（山梨県韮崎市旭町上條中割473、理事長 山本信）
- ②（不開示情報）

3. 対象となる動力の装置の許可内容

(1) 申請概要

申請年月日：令和元年12月5日

申請者：対象者と同じ。

動力の装置場所：韮崎市旭町上條中割352-4

動力の種類：温泉用水中モーターポンプ（型式：FEH618/14-65-11）、11kW

揚湯量：320L/分（1日に12時間稼働）を希望

温泉利用計画の概要：

施設	供給量	利用方法
①介護老人保健施設	70L/分	掛け流し
②民間の公衆浴場	226L/分	
③リハビリ施設	24L/分	
合計	320L/分	

(2) 許可の概要

許可年月日：令和2年3月31日

許可条件：揚湯量は1分間に200Lを限度とすること。

※条件を付した理由

温泉部会では、動力を装置する（温泉を汲み上げるポンプ等を設置する）場合の指導基準を「揚湯量は原則的に毎分200L以内」としており、当該申請について「毎分320Lで許可する特別な理由がないため揚湯量は200Lとすることが適切である。」との審議結果であった。

県では、この審議結果も踏まえ、温泉資源を保護するために条件を付した。

4. 命令の原因となる事実

当該許可に係る動力について、許可の条件に違反し、毎分300L程度揚湯していることを、行政検査により確認しており、現在も是正されていない。

年月	許可関係
H 8. 1 0	動力の装置許可 (条件：揚湯量毎分100L以下)
H 2 9. 1 1	動力の装置許可申請(有効期間：2年) (申請揚湯量：毎分320L)
H 3 0. 3	動力の装置許可処分 (条件：揚湯量毎分200L以下)
R 1. 8	
R 1. 1 1	
R 1. 1 2	動力の装置許可申請 (申請揚湯量：毎分320L)
R 2. 3	動力の装置許可処分(有効期間：2年) (条件：揚湯量毎分200L以下)

<温泉法抜粋>

第11条第3項

(略) 第9条の規定は、(略) 動力の装置の許可について、(略) 準用する。(略)

第9条(略)

一～三 (略)

四 (略) 許可を受けた者が(略) 付された許可の条件に違反したとき。

2 知事は、前項(略) 第四号に掲げる場合には、(略) 許可を受けた者に対して、温泉の保護(略) 上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第32条 知事は、(略) 第9条(第11条(略) 第3項において準用する場合を含む。)

(略) の規定による処分をしようとするときは、自然環境保全法(略) 第51条の規定により置かれる審議会(略) の意見を聴かなければならない。